

港区情報公開・個人情報保護審査会答申概要

区分	諮問番号	案件概要	実施機関	答申年月日	答申番号	答申概要
情報公開	平成30年（審）第2号	区政情報公開決定処分に係る審査請求（区政情報存否応答拒否決定処分取消請求事案）	区長	令和2年3月26日	31港情個審第7号	区政情報存否応答拒否決定処分は妥当である。
情報公開	平成30年（審）第3号	区政情報公開決定処分に係る審査請求（区政情報一部公開決定処分取消請求事案）	区長	令和2年3月26日	31港情個審第8号	区政情報一部公開決定処分を取り消すべきである。実施機関は、既に公開した部分の他、港区総務課長作成にかかる平成30年4月1日付特命随意契約理由書の「2 特命随意契約理由」部分の全部を、及び、総務部総務課文書係作成にかかる平成30年2月6日付支出命令書の支出金額部分の全部を公開すべきである。
情報公開	平成30年（審）第4号	区政情報公開決定処分に係る審査請求（区政情報一部公開決定処分取消請求事案）	区長			
情報公開	平成30年（審）第5号	区政情報公開決定処分に係る審査請求（区政情報一部公開決定処分取消請求事案）	区長	令和2年3月26日	31港情個審第9号	区政情報一部公開決定処分を取り消すべきである。実施機関は、既に公開した部分の他、審査請求人の請求にかかる別紙記載の区政情報を公開すべきである。
自己情報開示	31港教教第1763号	港区教育委員会の令和元年7月1日付の自己情報記録不存在の決定及び自己情報開示等の可否について	教育委員会	令和2年5月22日	2港情個審第2号	港区教育委員会が、令和元年7月1日付で行った審査請求人らに対する自己情報記録不存在決定処分（31港教学学第2466号、31港教学学第2475号）は、いずれも妥当である。 2 港区教育委員会は、令和元年7月1日付で行った審査請求人らに対する自己情報の訂正及び削除請求の一部を不訂正とした自己情報開示等可否決定処分につき、別紙記載の自己情報を別紙記載のとおり訂正すべきである。
情報公開	平成30年（審）第7号	区政情報公開決定処分に係る審査請求（区政情報一部公開決定処分取消請求事案）	区長	令和2年11月13日	2港情個審第9号	区長が、平成31年1月9日付で行った審査請求人に対する区政情報一部公開決定処分は妥当である。
情報公開	令和2年（審）第1号	区政情報公開決定処分に係る審査請求（区政情報一部公開決定処分取消請求事案）	区長	令和2年12月21日	2港情個審第12号	区長は、令和2年5月26日付で行った審査請求人に対する区政情報一部公開決定処分を取り消すべきである。実施機関は、既に公開した部分の他、別紙記載の区政情報を公開すべきである。
情報公開	令和2年（審）第2号	区政情報公開決定処分に係る審査請求（区政情報非公開決定処分取消請求事案）	区長	令和3年6月14日	3港情個審第5号	区長が、令和2年7月1日付で行った審査請求人に対する区政情報非公開決定処分を取り消すべきである。実施機関は、別紙記載の区政情報を公開すべきである。
自己情報開示	令和2年（審）第6号	自己情報一部開示決定処分に係る審査請求（自己情報一部開示決定処分取消請求事案）	区長	令和3年7月26日	3港情個審第7号	区長が、令和2年8月18日付で行った審査請求人に対する自己情報一部開示決定処分は妥当である。
自己情報開示	2港教教第1976号	自己情報存否応答拒否決定処分に係る審査請求（自己情報存否応答拒否決定処分取消請求事案）	教育委員会	令和3年8月24日	3港情個審第9号	港区教育委員会が、令和2年7月6日付で行った審査請求人に対する自己情報存否応答拒否決定処分（2港教学学第1971号、2港教学学第1998号、2港教学学第1999号）は、いずれも妥当である。
自己情報開示	令和3年（審）第8号	自己情報削除不可決定処分に係る審査請求（自己情報削除不可決定処分取消請求事案）	区長	令和5年1月25日	4港情個審第20号	区長が、令和3年12月9日付で行った審査請求人に対する自己情報削除不可決定処分（3港児児第2111号）は妥当である。
自己情報開示	令和3年（審）第9号	自己情報提供停止不可決定処分に係る審査請求（自己情報提供停止不可決定処分取消請求事案）	区長	令和5年1月25日	4港情個審第21号	区長が、令和3年12月9日付で行った審査請求人に対する自己情報提供停止不可決定処分（3港児児第2112号）は妥当である。
自己情報開示	令和3年（審）第10号	自己情報削除不可決定処分に係る審査請求（自己情報削除不可決定処分取消請求事案）	区長	令和5年1月25日	4港情個審第22号	区長が、令和3年12月9日付で行った審査請求人に対する自己情報削除不可決定処分（3港児児第2113号）は妥当である。
自己情報開示	令和3年（審）第11号	自己情報提供停止不可決定処分に係る審査請求（自己情報提供停止不可決定処分取消請求事案）	区長	令和5年1月25日	4港情個審第23号	区長が、令和3年12月9日付で行った審査請求人に対する自己情報提供停止不可決定処分（3港児児第2114号）は妥当である。
自己情報開示	令和3年（審）第7号	自己情報一部開示決定処分に係る審査請求（自己情報一部開示決定処分取消請求事案）	区長	令和5年4月24日	5港情個審第2号	区長が、令和3年8月17日付で行った審査請求人に対する自己情報一部開示決定処分（3港高区第734号）のうち、別紙記載の自己情報を非開示とした部分を取り消すべきである。実施機関は、別紙記載の自己情報を開示すべきである。

区分	諮問番号	案件概要	実施機関	答申年月日	答申番号	答申概要
情報公開	令和3年（審） 第13号	区政情報公開決定処分に係る審査請求 （区政情報一部公開決定処分取消請求事案）	区長	令和5年5月17日	5港情個審第5号	区長が、令和4年2月14日付で行った審査請求人に対する区政情報一部公開決定処分（3港芝港管第3842号）のうち、別紙記載の区政情報を非公開とした部分を取り消すべきである。 実施機関は、別紙記載の区政情報を公開すべきである。
情報公開	令和4年（審） 第2号	区政情報公開決定処分に係る審査請求 （区政情報一部公開決定処分取消請求事案）	区長	令和5年7月27日	5港情個審第10号	区長が、令和4年5月20日付で行った審査請求人に対する区政情報一部公開決定処分は妥当である。
情報公開	令和4年（審） 第3号	区政情報公開決定処分に係る審査請求 （区政情報一部公開決定処分取消請求事案）	区長	令和6年1月30日	5港情個審第17号	区長が、令和4年7月25日付で行った審査請求人に対する区政情報一部公開決定処分（令和5年8月21日付5港総総第1569号による一部変更処分後のもの）は妥当である。
情報公開	令和4年（審） 第4号	区政情報公開決定処分に係る審査請求 （区政情報非公開決定処分取消請求事案）	区長	令和6年1月30日	5港情個審第18号	区長が、令和4年7月25日付で行った審査請求人に対する区政情報非公開決定処分（令和5年8月21日付5港総総第1569号による一部変更処分後のもの）は妥当である。
情報公開	令和4年（審） 第7号	区政情報公開決定処分に係る審査請求 （区政情報非公開決定処分取消請求事案）	区長	令和6年1月30日	5港情個審第19号	区長が、令和4年8月16日付で行った審査請求人に対する区政情報非公開決定処分は妥当である。
情報公開	令和4年（審） 第9号	区政情報公開決定処分に係る審査請求 （区政情報一部公開決定処分取消請求事案）	区長	令和6年1月30日	5港情個審第20号	区長が、令和4年12月19日付で行った審査請求人に対する区政情報一部公開決定処分は妥当である。
情報公開	令和4年（審） 第10号	区政情報公開決定処分に係る審査請求 （区政情報一部公開決定処分取消請求事案）	区長	令和6年5月29日	6港情個審第2号	区長が、令和5年1月6日付で行った審査請求人に対する区政情報一部公開決定処分（令和5年10月24日付5港芝管第2148号による本件変更処分後のもの）のうち、別紙記載の区政情報を非公開とした部分を取り消すべきである。 実施機関は、別紙記載の区政情報を公開すべきである。
自己情報開示	令和5年（審） 第10号	自己情報一部開示決定処分に係る審査請求 （保有個人情報不開示決定処分取消請求事案）	区長	令和7年12月16日	7港情個審第7号	区長が、令和5年12月13日付で行った、審査請求人に対する保有個人情報のうち「上申書」及び「非開示の希望に関する申出書」を不開示とした決定を取り消すべきである。 実施機関は、審査請求人の請求にかかる別紙記載の保有個人情報を開示すべきである。
情報公開	令和6年（審） 第1号	区政情報公開決定処分に係る審査請求 （区政情報一部公開決定処分取消請求事案）	区長	令和7年12月16日	7港情個審第8号	区長が、令和6年2月21日付で行った審査請求人に対する区政情報一部公開決定処分は妥当である。